

BATJユニオン

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合
第7回定期大会 議案書

日時： 2010年1月30日（土）14:00～17:00

会場： サムティフェイム新大阪

大阪市淀川区西中島 6-5-3

TEL：06-6885-9000

第7回定期大会 次第

1. 開会あいさつ
2. 議長選出
3. 書記の任命
4. 中央執行委員長あいさつ
5. 来賓あいさつ・祝電披露
6. 資格審査報告・大会成立宣言
7. 活動報告
 - (1) 第6期活動報告
 - (2) 第6期決算報告及び会計監査報告
8. 議 事

第1号議案	第7期活動方針に関する件
第2号議案	組合規約改定に関する件
第3号議案	第7期予算に関する件
第4号議案	新役員に関する件
9. 新役員あいさつ
10. 書記の解任・議事録署名人の任命
11. 議長退任
12. 閉会あいさつ
13. ガンバロー三唱

(1) 第6期活動報告 (2009年)

■ 第6期の活動履歴と内容サマリー

月	日時(場所)	執行部	支部長	支部委員(組合員)	参加数
1月	17日(大阪)	執行部会(執行部:12名)			12
	18日(大阪)	フード連合会鏡割り(執行部:3名)			3
	23日(東京)	1月度労使協議会(執行3役:4名)			4
	31日(大阪)	執行部会(執行3役:6名)			6
2月	7日(東京)	第6期定期大会(執行部:12名)	(支部長:10名)	(参加者:15名)、外部団体代表	40
	7日(東京)	全国支部長会議(執行部:12名)	(支部長:10名)		22
	19日(大阪)	2月度労使協議会(執行3役:6名)			6
3月	7日(大阪)	関西支部集会(執行部:2名)	(支部長:1名)	(参加者:13名)	16
	7日(大阪)	執行部会(執行部:11名)			11
	18日(東京)	3月度労使協議会(執行3役:5名)			5
	18日(東京)	全国支部長会議(執行部:9名)	(支部長:10名)	(支部委員:3名、フード*:植田氏)	23
4月	11日(広島)	執行部事前打合せ(執行3役:6名)			6
	13日(大阪)	4月度労使協議会(執行3役:4名)			4
5月	16日(大阪)	執行部会(執行部:10名)			10
	22日(東京)	関東支部長会議(執行部:2名)	(支部長:4名)		6
	22日(大阪)	5月度労使協議会(執行3役:4名)	新型インフルエンザ流行で中止!		
6月	12日(大阪)	6月度労使協議会(執行3役:6名)			6
	22日(東京)	全国支部長会議(執行部:9名)	(支部長:10名)	(ワーカーズユニオン:吉田氏)	20
	27日(東京)	関東支部集会(執行部:2名)	(支部長:4名)	(参加者:13名、吉田氏)	20
7月	2日(東京)	執行部事前打合せ(執行3役:4名)		フード連合:植田氏	5
	3日(東京)	TM&D Top 会談(執行3役:4名)			4
	3日(東京)	7月度労使協議会(執行3役:4名)			4
	11日(大阪)	執行部会(執行部:9名)			9
8月	7日(大阪)	執行部事前打合せ(執行3役:4名)			4
	7日(大阪)	8月度労使協議会(執行3役:4名)			4
	22日(大阪)	関西支部集会(執行部:4名)	(支部長:2名)	(参加者:6名)	12
	22日(名古屋)	中部支部集会(執行部:1名)	(支部長:1名)	(参加者:14名)	16
	22日(福岡)	九州支部集会(執行部:2名)	(支部長:1名)	(参加者:10名)	13
	22日(広島)	中四国支部集会(執行部:3名)	(支部長:1名)	(参加者:7名)	11
	29日(大阪)	執行部会(執行部:7名)			7
9月	11日(大阪)	9月度労使協議会(執行3役:4名)			4
	26日(大阪)	執行部会(執行部:6名)			6
10月	19日(大阪)	10月度労使協議会(執行3役:4名)			4
	24日(東京)	北関東支部集会(執行部:2名)	(支部長:1名)	(参加者:21名)	24
	31日(大阪)	執行部会(執行部:10名)			10

11月	9日(大阪)	10月度労使協議会(執行3役:4名)			4
	19日(東京)	全国支部長会議(執行部:7名)	(支部長:8名)	フットボール連合事務局長:江森氏	16
12月	4日(岡山)	執行オフサイト部会(執行部:8名)		オブザーバー(成川氏、吉田氏)	10
	12日(大阪)	執行部会(執行部:10名)			10
	17日(大阪)	8月度労使協議会(執行3役:4名)			4

延べ参加者数: 401

(活動履歴) *詳細については活動カレンダー参照

- ・ 2009年1-12月の組合活動参加者延べ人数: 401名
- ・ 労使協議会: 毎月実施(昨年は2ヶ月に1回)
- ・ 支部長会: 4回実施(四半期単位)
- ・ 支部集会: 8回実施(118名参加、組合員総数の1/4相当) *昨年は2回実施

(2009年度議題ポイント大枠) *詳細については活動履歴参照

☆福利厚生面

- ・ 退職金、企業年金制度の改訂について質疑
- ・ 転勤者の社宅扱いの定義と明確化
- ・ 就業規則の一部改定(労働協約の再締結)

☆人事・評価制度

- ・ 組織改編による降格人事の正当性の追求と組合アンケートによる現場と本社の認識の乖離を指摘
→インフォセンターによる背景説明を要求し実施させる
- ・ 評価の透明性について(TRMとピープルディスカッションの運用)
* 組合アンケートでは75%が不透明と回答
- ・ リモートCVSの評価対象について一部取外しが決定
- ・ 7/3TM&D Top会談ではFMDの捉え方/今後の人員増について/評価方法と社員モチベーション低下の実情/G33のステータス改定(定義付け)について/会社組織内のラインコミュニケーションの欠落と強化を指摘 等々

☆労働環境面

- ・ TNWWによる超過労働勤務の常態化に対する警告と提言(抑止)
- ・ 休日出勤の振休・休日手当に関する提言と取扱いの明確化及びG35以上への周知を要求
- ・ 日帰り出張日当支給ガイドラインの修正指摘と変更
- ・ FMD採用日数のTMRの裁量実現
- ・ メンタルヘルスについて復職・復帰プロセスの整備と運用について
- ・ 長期傷病休暇者の復帰プランに関する協議

☆その他

- ・ 執行3役の異動に関する協議(プロテクトの定義)
- ・ ユニオンHPへの投稿に対する質疑応答(5案件)
* 超過労働勤務/転勤/産休と産前勤務/アクションプラン etc

【労使協議会 議事内容】

・1 月度労使協議会（執行3役：4名）

- *「退職金・企業年金制度改定」に関する社員向けコミュニケーションについて質疑応答行い、G32・G34のモデルケースを会社側が作成することとなった。
- *「労働協約、就業規則改訂について第79条<了解事項>」の記載内容の修正を求め、会社との合意を取り付け、文言修正を完了した。
- *「借上げ社宅の上限額引上げ」に関する要望を挙げ、HRからJLTへ提案の約束を取り付けた。
- *「社宅貸与中の社員が連続して転居を伴う転勤を行う場合の社宅貸与」に関して複身から単身赴任する場合、家族を残す住居を社宅扱いにする等の柔軟な対応要望を行い、会社理解は得られたが現時点では特別なアクションを起こす予定はないとの回答であった。
- *TNWWによるライン（G35以上）の実態把握度及び時間管理に対する意識度合い（適切な指導）が低い事を進言し、この点についてTM&D林ディレクターにHRからインプットすることとした。
- *「休日出勤の振替休日・時間外手当支給扱い」に関するラインコミュニケーションの温度差を指摘し会社は対処方法を検討すると回答した。
- *会社は2009年2月より会社側組合担当窓口葛間氏→八束氏に変更通知あり、組合側承諾する。組合は2009年2月より執行部メンバー変更（2009年度人事）を通知し、会社に書面で提出する。

・2 月度労使協議会（執行3役：6名）

- *「組織改編による諸問題」について降格人事は正当性や根拠が不透明である事を指摘し、企業責任を果していない事に抗議、白紙撤回を要求する。会社との見解相違にて決着はついていないが会社は説明責任を果す為に全従業員にその背景を説明する事を約束した。
- *1 月度継続案件の「企業年金制度改訂」に関してモデルケースにて試算説明受けた。が、一部解釈違いを指摘し、再度資料修正版を組合に送付する事となった。運用は2009年6月より1-2ヶ月遅れる模様。追って社員説明会は実施する予定とのこと。
- *1 月度継続案件の「借上げ社宅の上限額引上げ」については2009年度コスト削減指令により2009年度は凍結せざるを得ない旨HRより回答あった。実情については全社員向けアナウンスすること（インフォセンター掲載）。
- *1 月度継続案件の「TNWWの実態把握と時間管理」に関して効果的なやり方について会社側から提案することを約束した。
- *1 月度継続案件の「休日出勤の振替休日・時間外手当支給扱い」については2008年12月の休日出勤状況と振替取得状況をHR調査し、データ取次報告を受け、組合との中期継続案件とする。

・3 月度労使協議会（執行3役：5名）

- *「組合執行3役異動に関わる協議事項」の3役任期中の異動に関し、協定書改訂（ルール）の再協議を行う。
- *2 月度継続案件の「組織改編による降格人事」についてTRM（タレントレビューミーティング）とピープルディスカッションの運用についての説明を受ける。その他不明な点については引き続き回答求め、継続案件として取り扱う。
- *2 月度継続案件「企業年金制度改訂」における前回宿題に対する会社回答と今後の流れについて説明を受ける。
- *2 月度継続案件「休日出勤と労働時間管理」について前回宿題の本社集計結果報告と管理についての見解において説明を受ける。双方における実態と問題点の共有はできた。
- *Q1の評価方法に対する提言と今後のTM&D Topとの会談を要求。

・4月度労使協議会（執行3役：4名）

- *3月度継続案件の「組合執行3役異動に関する協議事項」の協定書改訂内容と労使協議会規程の改定内容について文言の追加/削除/修正を行う。
- *3月度継続案件の「組織改編による降格人事」の各質疑に対する回答を受ける。
- *3月度継続案件の「労働時間の管理把握において効果的なやり方」についてHRはTM&Dと協議の上、今後具体策を検討することで収束する。
- *3月度継続案件の「Q1の評価」については近々結果発表と根拠の説明（アナウンス）はオフィシャルに実施する事で収束する。
- *「リモートCVSの評価対象について」現場間の不均衡及びモチベーション低下を招く要因であり、本件に関してはTM&D Top Managementも参加した上で協議していく事でHRとも合意を得た。

・6月度労使協議会（執行3役：6名）

- *4月度継続案件の「組合執行3役異動に関する協議事項」の労使協議会規程は改訂版で確定。協定書に関して一部修正で決着つかず継続審議となる。
- *4月度継続案件の「組合改編による降格人事」についての各種質疑の会社再回答にて収束。
- *組合アンケート結果シェアによる会社見解の見直しについて一定の理解を獲得する。
- *4月人事異動におけるコストセービングの検証結果報告によりコスト増大はなく問題には至らなかった。
- *4月度継続案件の「時間管理把握の効果的なやり方」については組織改編後4-6月との比較も必要との事で7月検証結果にて再協議とする。

・TM&D Top 会談（執行部：4名、会社：林 TM&D ディレクター、飯岡 NS マネージャー）

- *FMDの捉え方/今後の人員増について/評価方法と社員モチベーション低下の実情/G33のステータス改定(定義付け)について/会社組織内のラインコミュニケーションの欠落と強化を指摘する。

・7月度労使協議会（執行3役：4名）

- *G34 時間外手当定義：就業規則の「管理監督の地位」に該当する者の明示と根拠について質疑。定義の明確化を要求。
- *臨時MD採用：現場活動における懸念事項・留意点についての提唱。実施後の検証を要求。
- *TNWW：組織改編及び新商品ラッシュによる超過労働について継続審議中（i-bat データ検証による継続的な実態把握）。

・8月度労使協議会（執行3役：4名）

- *就業規則記載「管理監督の地位」の解釈について現状G34の時間外手当は支給されないが、会社業務命令による休日出勤は手当・振替休日の選択性を要望する。
- *臨時MD雇用の活動に於ける懸念事項・留意点について会社側もFMDに関するアンケートを取り纏めにつき今回は組合側からのサンプルにて実態をシェアした。組合から以下4項目の提言をする。
 - ・【組織について】競合他社に対して活動優位性を確保する為に定数増員を要求
 - ・【労働時間について】超過勤務が常態化する恐れがあり、みなし労働時間の見直し等の抜本的検討
 - ・【休日出勤について】新製品発売前後の休日出勤は休日出勤手当 or 振替休日を選択制を要望
 - ・【その他】Mustと誤解しかねない75件(3日間)の表現を訂正し、FMD使用日数は担当持ち件数に大きな格差があるので3日ではなく2-4日の柔軟性とASV裁量権を提言。

- *労働協約第79条 第X-4条 支給制限(退職者の処遇に関する件)における昨年度協議で合意に至らなかった本件の再協議申入れ(前月協議会:HR)についての再協議する。
- *日帰り出張定義が組織バンダリーに則していない事による見直しと全従業員への周知を要求する。
- *超過勤務実態の1-3月/4-6月のi-Batデータ比較による早期検証を要求する。
- *人事考課の昇格基準についてG32→G33への昇格基準の明確化を提言する。
- *メンタルヘルスについて予防策や復帰後の支援策とラインマネジャーのサポートを要望する。

・9月度労使協議会(執行3役:4名)

- *時間外手当について:G34の対応はマネジメントクラス適用にて対象外(TMMにてシェアされる)
- *祝日の休日出勤の精算;ラインを通じた理解が様々で時間単位で支給する事になる(再度アナウンス有)
- *FMD採用について;見解の相違をラインコミュニケーションにて再度修正する事となる
- *労働協約・各種協定の変更:HRと基本合意し、リーガルチェック後正式締結となる
- *日帰り当、異動者の帰省手当の定義;一貫した定義に修正する事で合意する
- *超過勤務:四半期単位でHRと情報交換及び共有する事で常態化の抑止において協働していく
- *メンタルヘルス:HRからの復帰プロセスに関する情報とサポート体制に関して説明求めた
- *女性問題:産休規定の質疑について当人と直接対話し、解決に向けHRよりアクションさせる事となる

・10月度労使協議会(執行3役:4名)

【G34の時間外手当の定義について】

- 業務指示によるG34の休日出勤手当は原則適用しないとのであるが、欠員地区等でASVが営業代行する場合は例外措置として検討すべきではないか。(組合) 基本的には無いと回答(HR)
- 7/20の休日出勤精算においてはライン長(G35)より精算指示あり対応済み。これを機に休日出勤のみなし労働において適用外であるとの認識がG35以上で周知された。

【休日出勤の振替・手当の選択について】

- (HR見解) 原則的には休日出勤は振休取得を優先すべきである。
- (組合提言) 基本的には休日出勤抑止が重要であるが、新発売時においては金曜日流通開始が定着しており、必然的に土日出勤頻度が高まる状況となっている。この状況より通常期と新商品導入期を区分した運用を検討する事も必要ではないか。またラインマネジャーがG&A圧縮を理由に手当支給を認めていないケースもあり、実情に則した運用がなされる環境整備も重要である。WF申請の際に振休日指定しなければ申請できないシステムに改変することで取得認識を高められるのではないか?
- (HR回答) システム改変は容易ではないが、費用対効果を考慮しながら検討していく。

*労働協約第79条 第X-4条支給制限 : 労働協約書締結/就業規則変更実務の相互確認

*執行三役異動 : 組合草案についての本社回答

*協議会規定 : 協定書締結

*日帰り出張手当規定の適用基準の明確化について不確定要素があり、早急に開示できるよう要求。

*超過勤務事態の本社i-batデータサマリーの整合性を追及。次回再精査データの開示要求。

*メンタルヘルスケアにおける復帰プロセスにおいて2009年12月より全国ネットの産業医チームと契約、開始予定。

*傷病休暇の定義について確認(同一傷病の場合は再発しても残期間の付与となる)。

*産休規定に関する女性社員からの質問対応の遅延について組合よりHRに対し嚴重注意、謝罪を受けるも

早急対応を要求。次回、結果回答の約束をつける。

*単身転任者の再異動に伴う社宅適用と帰任手当起算の基準については起算を人事発令日とする。

・11月度労使協議会（執行3役：4名）

*就業規約の修正/追記について双方間で合意に至る。それと同じく労働協約の修正/追記にて次回正式締結となる。

*日帰出張手当規程について適用基準(ガイドライン)を明確にした上で周知するタイミングは現在検討中。

✓Nonテリトリーは責任エリア外となる。

✓RMがMt gもしくはその他長距離移動でも責任エリア(Region)内であれば出張扱いとしない。

*超過勤務実態の i-Bat データの精査結果について i-bat では外勤時間のみで内勤時間までは把握できない。今後入力項目に対して改善余地を組合提言とした。

*休日出勤状況・振休取得数(率)・有休取得数(率)の精査結果について振休の実際の取得率(取得数)が把握できないのが問題で上長が管理できるフォーマットが必要であり、次回HRからD r a f tを提出させる事となった。

*産休規定に関する社員からの質問対応の遅延についてHRから本人への謝罪と説明を行った。懸念については終結。

*G33への具体的昇格プロセスについては不透明であり、明確にする必要がある。G32のモチベーションへの影響も大きく早期取り組みを要求(HR⇔TM&D協議案件)。

・12月度労使協議会（執行3役：4名）

*執行3役異動に関する草案について継続審議

*就業規則及び労働協約の修正点を最終確認する。労働基準監督署の認可を受けて年明け最終調印となる。

*勤務実態把握に関する意見交換と情報共有化を定期に実施。組合収集データと i-bat 収集データの整合性を図る。

*NT評価者のアクションプランの運用面における問題提起と今後の会社対応について協議。

*長期傷病休暇者の評価について確認及び復職プランについて協議。

*降格者の配置転換(遠隔地異動)に対する懸念事項と退職勧奨的行為の断固反対を唱える。配慮とルール化を要望。

*G32昇格ガイドラインの明確化を要求。次年度の継続案件とした(TM&Dで現在検討中)。

*産休の適用期間外の対応について質疑。具体策については次年度継続案件とした。

【支部長会 / 支部集会 議事内容】

・2月全国支部長会議（執行部：12名/支部長：10名/フード連合：1名）

*第6期組織編制は新組織図にて確認する。連携の再強化を依頼。

*第5期の活動状況(会計等々)について質疑応答。

*2009年4月の組織改編に伴い不可解な人事があれば高井書記長に直接連絡する事とした。

*組合内連絡網の整備と支部長までの共通認識を更に強化する事とした(コミュニケーション)。

*退職金・企業年金制度改訂についての経過説明。

*今後の支部集会予定と実施に向けて支部長協力をお願いする。



・3月関西支部集会（執行部：2名、関西支部：14名）

各営業所代表の支部委員及び組合員（任意）の参加により活発な意見交換が行われました。
会議室の関係上人数制約があり、希望者全員が入場できなかった事お詫び申し上げます。

【議題】

- ①第6期（2009）定期大会報告→組合役員人事と2009年度組合活動方針の説明
- ②第6期組合組織図の開示→会社組織改編による組合組織の一部変更の説明
- ③新執行部の担当役割と外部団体との連携（関連）についての説明
- ④その他質疑応答（長時間勤務/組合費の明細/評価/退職金/転勤問題）にて本当に様々な問題点、懸念点が挙がり、組合員の抱える問題の共有と率直な意見交換（情報の共有）がなされました。
- ⑤支部集会は定例化（四半期）し、より多くの参加を募り組合活動を理解する機会を増やす要望が出ました。

・3月全国支部長会議（執行部：9名、支部長10名、支部委員：3名、フード連合：1名）

- *執行3役の異動経緯と協議事項について
- *組織改編に関わる組合員の意見徴収と組合内ラインコミュニケーションの強化（タイムリーな伝達の周知徹底）
- *年金制度改訂の大まかな流れ（説明）
- *その他現場からの意見収集と情報交換

・5月関東支部長会（執行部：2名、支部長：4名）

- *支部集会の段取り、議題打合せ
- *関東地域の連絡網の確認
- *16日執行部会の内容伝達
- *アンケートについて

・6月全国支部長会議（執行部：9名、支部長：10名、ワーカーズユニオン：吉田氏）

- *6月度労使協議会内容（組織改編による組合アンケート結果による会社認識とのズレと今後の方向について）
- *改編後の現場運営における弊害（問題）の認識共有と対策について意見交換

・6月関東支部集会（執行部：2名、支部長：4名、組合員11名、非組合員2名、ワーカーズユニオン：吉田氏）

- *組合活動状況サマリー
- *BATJの労働内容、労働状況に関する林Drの見解
- *2009年度活動内容に対する質疑応答（意見交換）
- *今回参加された非組合員（2名）の入会



・8月支部集会（関西・中部・九州・中四国 4支部開催、延べ人数：52名）

（目的）

- I. 執行部と支部組織内との連携強化及び情報の共有化を図る。
- II. 現場で起きている懸念について意見交換し、ボトムアップによる問題点を抽出する。

（議題）

1、第5期（2008）活動内容シェア

*労使協議会1回/2ヶ月・支部長会2回/年・支部集会2回/年実施。

2、第6期（2009）活動状況報告

*労使協議会1回/月・支部長会3回/1-7月・支部集会7回/1-7月実施
会合の頻度を上げ、組合内コミュニケーション強化を図る。

3、組合員からの質疑に対する意見交換と労使協議案件の吸上げ



・10月北関東支部集会（執行部：2名、支部長：1名、支部委員・組合員：21名 計24名）

*現在加入率65.6% 短期目標で80%を目指す。

*第5期、6期（2009）の活動報告及び今後の活動予定に関する質疑応答

*組織再編、人事考課に関するアンケート結果のシェアと意見交換

*その他ディスカッション（FMD採用について/増員計画？/メンタルヘルスについて/転勤拒否、手当について/妊婦の就業規則について/みなし労働のあり方/組合加入率を上げるには？ e t c）



・11月全国支部長会議（執行部：7名、支部長：8名、フード連合事務局長：江森氏 計16名）

*フード連合事務局長挨拶とBATJ担当について

*第7期ユニオン組織編成について

*第6期予算使用状況報告と第7期予算案

*第6期の活動履歴と議題ポイントについてシェア

*第7期活動スケジュールと各部会テーマについて

*選挙関連（スケジュールと注意事項確認）

*総会日程について

*その他（時間管理データ取得について）

✓詳細は議事録参照

【連合関連 議事内容】

フード連合第8回定期大会

9月7日(月) 都内の有明コンベンションホールにて開催され、木之下委員長、岡副委員長が大会に参加しました。現在の加盟組合数は286組合、組合員数は100,380名であり、重点的に組織化に取り組んだ結果として、昨年より約700人の増加となりました。

第7期の活動報告の後に、今期の運動方針が提起され、大会に参加した各単組からの代議員と共に 大会スローガン「力をひとつに。食と職の安全・安心！」を唱和して終了しました。



第1回たばこ関連部会

9月8日(火) 昨年に引き続き木之下委員長が、副部長に選出されました。

全日本たばこ産業労働組合、JTニコ山形労働組合、九州JTニコ労働組合、BATJユニオンの4つの単組にて現状での各単組の抱える問題などについての意見交換と討論を行いました。また、今期から岡副委員長がフード連合の各種委員会のひとつである、組織・中小委員会にたばこ部会から代表として参加することが決まりました。

第1回組織・中小委員会

10月27日(火) 岡副委員長が参加しました。当委員会の目的は、組織化や連帯活動など、フード連合の組織活動に関する課題を検討し、運動の強化をはかるとともに、必要な事項について中央執行委員会に答申することです。

本委員会での内容は、各地区協議会からの報告、フード連合加盟の食肉や水産等のたばこ部会を含めた13の部会の代表が、各部会の報告を行いました。当委員会での目指す数値は、1万人増の「11万フード連合」として次回中央執行委員会に提起することとなりました。

たばこ部会としての目指す数値は、全日本たばこ産業労働組合が3000名、BATJユニオンが20名の組織拡大としました。

第1回たばこ関連部常任委員会(旧たばこ関連移動部会)

11月26日(木)、27日(金) 九州JTニコ労働組合にて開催され、木之下委員長と岡副委員長が参加しました。

上述の組織・中小委員会の内容報告を含めた各委員会の報告を行いました。その後、各単組の状況報告を行い、意見交換と討議を行いました。また、2010年4月から施行となる改正労働基準法についてフード連合としては、月60時間を越える割増率に関する中小企業への猶予措置と、代替休暇制度の導入は行わないように求めていくことを確認しました。

(2) 第6期決算報告及び会計監査報告

2008年度決算報告

1. 貸借対照表(2009年9月30日現在)

借方	金額	貸方	金額
現金	100,000	借入金	0
預金	9,364,596	未払い金	0
近畿労働金庫出資金	10,000	正味財産	9,474,596
合計	9,474,596	合計	9,474,596

2. 収支計算書(2008年10月1日～2009年9月30日)

<<収入の部>>

	予算	実績	予算対比	対比率
前年度繰越金	7,969,045	7,969,045	0	100.0%
組合費	12,960,000	12,143,000	-817,000	93.7%
受取利息	12,000	17,846	5,846	148.7%
雑収入(部会交付金含む)	300,000	380,970	80,970	127.0%
収入合計(①)	21,241,045	20,510,861	-730,184	96.6%

<<支出の部>>

科目	予算	実績	予算対比	対比率
人件費(1+2)	2,206,000	2,230,000	24,000	101.1%
1.役員手当	1,206,000	1,326,000	120,000	110.0%
2.出張手当、休日手当	1,000,000	904,000	-96,000	90.4%
事務費(3+4+5+6+7+8+9+10)	4,780,000	3,847,010	-932,990	80.5%
3.旅費	3,440,000	2,581,265	-858,735	75.0%
4.通信費	160,000	181,700	21,700	113.6%
5.消耗品費	20,000	24,775	4,775	123.9%
6.印刷費	5,000	2,365	-2,635	47.3%
7.図書費	5,000	200	-4,800	4.0%
8.事務機器リース	500,000	426,765	-73,235	85.4%
9.弁護士費用	600,000	600,000	0	100.0%
10.雑費	50,000	29,940	-20,060	59.9%
会議費(11+12)	2,500,000	2,288,605	-211,395	91.5%
11.定期大会費用	500,000	396,286	-103,714	79.3%
12.執行委員会費、諸会議費	500,000	492,390	-7,610	98.5%
13.支部集会費用	1,500,000	1,399,929	-100,071	93.3%
慶弔費(13+14)	350,000	160,000	-190,000	45.7%
14.組合員(慶弔金)	300,000	160,000	-140,000	53.3%
15.その他(慶弔金)	50,000	0	-50,000	0.0%
16.上部団体会費	2,646,000	2,466,660	-179,340	93.2%
17.災害共済加入金	48,600	36,990	-11,610	76.1%
18.予備費	50,000	0	-50,000	0.0%
組合費返金	0	7,000	7,000	---
支出合計(②)	12,580,600	11,036,265	-1,544,335	87.7%
収支差(③)①-②	8,660,445	9,474,596	814,151	109.4%



No. 1063221028001

残高証明書

BATJユニオン様

金額合計	¥9,364,596※
------	-------------

(金額合計は、本葉の合計金額です。)

2009年 9月30日現在

内 訳

種類(科目)	口座番号	金額	摘要
普通預金	6867012	¥3,347,796	
定期預金	3359996	¥6,016,800	
		以下余白	

貴名義の勘定残高は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

2009年10月28日
近畿労働金庫

十三支店



(同文 1通発行のうち第 1号)

- (注) 1. この証明書の金額は、訂正いたしません。
2. 預金の残高には、決済未確認の手形・小切手等によるご入金も含まれております。

2008 年度会計監査報告


ブリテイッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合

中央執行委員長

木之下幸三 殿

私たちは、ブリテイッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合同規約第 47 条に基づき、2008 年 10 月 1 日より 2009 年 9 月 30 日に至る 2008 年度会計に対する会計監査を実施した結果、現金、預金、諸帳簿、伝票、関係書類等の実施及びその記載と計算は正確であり、決算報告に記載された内容については同年度の財政状態及び収支状況を正確に表示していることを認めます。

2009 年 10 月 31 日

監査委員 佐藤 節治 

監査委員 朝香 若志 

第1号議案 第7期活動方針に関する件

第7期活動方針（案）

1. はじめに

BATJユニオンは本日の定期大会をもって7年目の活動を迎える事となります。

第6期までの活動を振り返りますと組合組織としての基盤固めが着実に為されたと共に経営に対する継続的な問題提起・改善要求を積重ねる事によって雇用・待遇改善に一定の成果を見出す事が出来たと実感しています。

昨年8月の衆議院総選挙を経て政権交代を実現させた民主党政権は“国民の生活が第一”をスローガンとしたマニフェストに基づき、税金の無駄遣いを削減して国民生活の安定に繋がる施策を実現させる為に尽力しています。

国内情勢に着目しますとリーマン・ショック以降、急激に悪化した日本経済は回復の兆しが見受けられるものの内外需の伸びは弱く、雇用情勢も失業率が高水準で推移しており、有効求人倍率は過去最低を記録するなど依然厳しい状況が続いています。この間、労働者の所得格差の拡大と二極化は進んでおり、賃金は10年前の水準から7.6%も低下しています。

第7期活動方針案は縮小傾向にあるたばこ業界においてBATJで働く従業員の安定した生活水準の確保と働き甲斐のある職場環境の整備を目指して個々人が高い充足感を持ち得る組織構築を実現する活動方針を策定致しました。

今後のたばこ市場は消費者の健康志向によるたばこ離れや『たばこ規制枠組条約』に基づく規制強化、増税による製品価格の高騰化など様々な懸念要素が想定され、そこで働く個人に対する負荷は更に高まる事となるでしょう。

BATJでは組織競争力を高める為の能力開発やCVSチャネルでのパフォーマンス最大化を目的とした活動集中など従業員に求められる成果がより一層高くなっており、必然的に個人負荷が高まる事によって疲労感・ストレスの蓄積要因となっています。

その様な状況下でBATJが継続的成長を持続する為には全従業員が自己実現を目指した高いモチベーションを共有する必要があり、その前提として個々人が健全な心身を維持出来得る環境整備が急務です。BATJユニオンでは組織と個人の理念融合を目指した近未来的な労働形態を具現化させる為に第7期は次の活動方針に基づいた組合活動に取り組んで参ります。

- ① 雇用懸念の緩和
- ② ワーク・ライフ・バランスの最適化
- ③ 組織内コミュニケーションの改善と組織拡大
- ④ 関連団体との連携強化

2. 第7期活動骨子

- ① 雇用懸念の緩和

《基本方針》

- ・経営戦略に基づく人員減抑止

《具体的取組》

- ・人員計画を前提とした恣意的人事考課の抑止
- ・組織編制に於ける降格対象者の異動制限化

- ・雇用に関するアンケートの実施
- ・上部団体、関連単組との連携強化による活動精度の向上

② ワーク・ライフ・バランスの最適化

《基本方針》

- ・勤務管理体制の確立に基づく超過勤務の削減・抑止

《具体的な取組》

- ・事業場外みなし労働制度の運用適正化
- ・勤務実態のサンプル調査に基づく状況分析
- ・勤務管理体制の早期確立を目指した具体的提案
- ・組合員の意見集約に基づく問題・課題の特定

③ 組織内コミュニケーションの改善と組織拡大

《基本方針》

- ・活動認識共有化と意見集約体制の強化

《具体的な取組み》

- ・コミュニケーション円滑化を目的としたブロック/支部組織の再編
- ・支部集会の定例開催（半期毎）および組合員参加率50%の実現
- ・コミュニケーション経路確立と双方向コミュニケーションの強化
（執行部⇄ブロック長⇄支部長⇄支部委員⇄組合員）
- ・オルグ活動強化による組合加入率の向上（加入率目標：69.5%、25名増員）

支部	ブロック長	在籍者数 (参考)	組合員 (09/9月)	加入率 (09/9月)	獲得 目標数	加入率 目標
北海道	岡	39	26	66.7%	2	71.8%
東北		39	23	59.0%	1	61.5%
関東Ⅰ	宮崎	74	46	62.2%	8	73.0%
関東Ⅱ	光井	78	48	61.5%	3	65.4%
関東Ⅲ		70	12	17.1%	2	20.0%
関東Ⅳ		32	17	53.1%	1	56.3%
関東Ⅴ		56	12	21.4%	2	25.0%
中部Ⅰ		西川	26	26	100.0%	0
中部Ⅱ	49		44	89.8%	1	91.8%
関西Ⅰ	62		52	83.9%	2	87.1%
関西Ⅱ	52		47	90.4%	1	92.3%
中四国	佐藤	43	41	95.3%	0	95.3%
九州		55	50	90.9%	2	94.5%
合計		675	444	65.8%	25	69.5%

④ 関連団体との連携強化

《基本方針》

- ・フード連合に所属する他企業組合との連携強化

《具体的な取組み》

- ・たばこ関連部会を通じた全たばこ労組（JT）との連携強化
- ・地区協議会を通じた各単組との情報共有化

以上

第2号議案 「組合同規約改定に関する件」

手当て、及び旅費規程 役員 手 当

第2条（役員の手当）

各級役員に対し次の手当を支給する。

(1) 執行委員長	毎月	20,000 円
(2) 書記長	毎月	15,000 円
(3) 副執行委員長	毎月	<u>12,000 円（改定）</u>
(4) 会計	毎月	<u>8,000 円（改定）</u>
(5) 執行委員（ブロック長）	毎月	<u>8,000 円（改定）</u>
(6) 執行委員（上記以外）	毎月	<u>6,000 円（改定）</u>
(7) 3 役委員長補佐	毎月	5,000 円
(8) 支部長	年	10,000 円
(9) 会計監査委員	年	3,000 円

第3条（休日活動手当）

1. 書記長の指示により、休日に組合活動をした場合、次の通り休日活動手当てを支給する。

(1) 活動時間が4時間未満の場合	<u>3,000 円（改定）</u>
(2) 活動時間が4時間以上の場合	<u>6,000 円（改定）</u>

第3号議案 「第7期予算に関する件」

2009年度予算(案)

《収入の部》

科目	予算	摘要
1.前年度繰越金	9,474,596	
2.組合費	12,474,000	2009年度 期中平均組合員数 469人(469人×2,216円)
3.受取利息	20,000	銀行利息
4.雑収入	400,000	上部団体交通費補助、たばこ部会交付金
収入合計	22,368,596	

《支出の部》

科目	予算	摘要
人件費(1+2)	3,180,000	
1.役員手当	1,482,000	執行委員(14名)・支部長(12名)
2.出張手当、休日手当	1,698,000	労使協議会・団交・執行部会等の出張・休日手当
事務費(3+4+5+6+7+8+9+10)	3,993,000	
3.旅費	2,500,000	出張交通費等
4.通信費	240,000	電話・郵送・宅急便等
5.消耗品費	20,000	封筒・コピー用紙・文具等
6.印刷費	3,000	名刺等
7.図書費	0	
8.事務機器リース	600,000	インターネット維持費用・PC・FAX・コピー機リース代
9.弁護士費用	600,000	顧問弁護士等相談料
10.雑費	30,000	銀行手数料
会議費(11+12+13)	3,100,000	
11.定期大会費用	500,000	定期大会に係る交通費・会場代・宿泊代・会議費等
12.執行委員会費、諸会議費	100,000	会場代・会議費等
13.支部集会費用	2,500,000	支部集会に係る交通費(執行役員除く)・会場代・会議費等
慶弔費(14+15)	350,000	
14.組合員(慶弔金)	300,000	
15.その他(慶弔金)	50,000	
16.上部団体会費	2,616,600	1人月額 490円(連合、フード連合)
17.災害共済加入金	40,000	フード共済年間1人 90円
18.予備費	0	
余白	0	
次年度活動費繰越金	9,088,996	
支出合計	13,279,600	

第4号議案 「新役員に関する件」

(案)

中央執行委員長	木之下 幸三	
書記長	岡 俊郎	
副執行委員長	高島 幸司	戦略立案・渉外
副執行委員長	遠藤 憲之	広報
副執行委員長	松本 真	事務局
会計	小平 達也	
執行委員	光井 正信	関東支部ブロック長
執行委員	宮崎 由多可	北関東支部ブロック長
執行委員	西川 和宏	中部関西支部ブロック長
執行委員	佐藤 節治	中四九州支部ブロック長
執行委員	増永 幸一	組織管理
会計監査	朝香 浩志	
会計監査	川畑 智義	

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合 規 約

第1章 総 則

第1条（名称）

この組合は、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合（以下組合という）と称し、略称を、BATJユニオンとする。

第2条（組合本部所在地）

この組合の本部事務所は、大阪市北区豊崎3-19-3におく。

第3条（支部）

この組合に支部をおくことができる。

第4条（組織構成）

この組合は、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社の従業員で組織する。ただし、次の者は組合員になることはできない。

1. 労働組合法により組合員となれないもの
2. その他組合で決定したもの

第5条（法人）

この組合は、法人とすることができる。

第6条（上部団体）

この組合は、日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）に加盟する。

第2章 目的と活動

第7条（目的）

この組合は組合員の労働条件、経済的かつ文化的生活の改善向上をはかることを目的とする。

第8条（活動）

この組合は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 労働協約の締結および改廃
2. 労働条件の改善向上をはかること
3. 労使協議制を通じて経営民主化をはかること
4. 福利厚生ならびに相互扶助に関すること
5. 教養と文化に関すること
6. 同一目的を有する他団体との協力提携に関すること
7. 組合業務に必要な調査ならびに研究を行うこと
8. その他目的達成のため必要なこと

第9条（専門部）

前条の活動を遂行するために中央執行委員会のもとに専門部をおくことができる。

第3章 権利と義務

第10条（平等の原則）

何人も、いかなる場合においても人種、宗教、性別、信条、身分等によって組合員としての資格をうばわれることはない。

第11条（権利）

組合員は次の権利を有す。

1. 組合の行事に参加し、利益を得ること
2. 役員その他あらゆる組合代表者の選挙権、被選挙権を有すること
3. 定められた会合に出席して発言し議決に加わること
4. 各機関と役員の行動について報告をもとめ、自由に意思の表明をすること
5. 役員が任務を怠った時、または組合の利益に反する言動があった時は正当な方法によりこれを批判し、または解任すること
6. 組合の会計帳簿を閲覧すること

第12条（義務）

組合員は次の義務を負う。

1. 基本方針、規約を守り、機関の決定に従うこと
2. 定められた組合費を納めること
3. 定められた会議および行事に出席すること
4. 役員に選ばれた時は、正当な理由なくして就任を拒否することはできない

第13条（加入の手続き）

組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記載のうえ中央執行委員長に提出し、中央執行委員会の承認を得るものとする。

第14条（脱退の手続き）

1. 組合員が組合を脱退するときは、その理由を組合指定書式に記入し中央執行委員会に提出、承認を得なければならない。ただし、組合に債務のある時は履行後でなければならない。
2. 再加入の場合は中央執行委員会にて審議、決定する。

第15条（資格の喪失）

組合員は次の各号によりその資格を失う。

1. 退職
2. 解雇 但し、本人の意思に反して解雇された場合で、解雇の辞令受領後10日以内に本人により組合に提訴があったとき、大会でその資格を決定するまで、または解雇の効力を訴訟によって争っている場合は、その提訴が解決するまでの間は、組合員の資格を有する。
3. 第4条の規定により組合員としての身分を喪失した時
4. 組合を除名された時

第4章 機関

第16条（機関の種類）

この組合に次の機関をおく。

1. 大会
2. 中央執行委員会

第17条（機関の成立および表決）

各機関は、議決権を有する構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は特に定めるものを除き出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第18条（会議の運営）

会議の運営は、別に定める議事運営規程による。

第1節 大会

第19条（大会の構成および権限）

大会は、組合の最高議決機関であって役員および大会代議員をもって構成する。ただし、役員は議決権を有しない。

第20条（大会の開催と招集）

大会は定期大会と臨時大会の2種類があり、定期大会は毎年1回中央執行委員長が招集し、臨時大会は中央執行委員会の議決により必要と認められた時、または組合員の3分の1以上が議題を附して要求した時は、1ヵ月以内に中央執行委員長がこれを招集する。

第21条（大会代議員の選出と任務）

- ①大会代議員は、30名に1名の比率により、各職場において選出する。
- ②前項の代議員は、大会開催の10日前までにその氏名を中央執行委員長に連絡するとともに、大会開催1週間前までに支部組合員に知らせなければならない。
- ③大会代議員は大会の経過および決定された事項について支部組合員に報告しなければならない。

第22条（大会の告示）

大会の開催日時、場所、議案、その他大会に必要な事項について、中央執行委員長は少なくとも10日前に組合員に告示しなければならない。ただし、緊急を要する臨時大会はこの限りでない。

第23条（大会付議事項）

大会に付議すべき事項は次のとおりとする。

1. 綱領、規約の改正
2. 年次活動および事業報告
3. 年次活動方針と事業計画
4. 年次会計報告と予算
5. 本部役員選挙
6. 同盟罷業権に関する事項
7. 上部団体への加盟および脱退
8. 本部役員の解任
9. 組合員の除名
10. 組合の合併または解散
11. その他特に必要な事項

第24条（無記名投票による表決およびその特別規定）

- ①次の議事については、直接無記名投票により大会構成全代議員の4分の3以上の賛成によって決する。
 1. 綱領、規約の改正（第23条1号）
 2. 上部団体への加盟および脱退（第23条第7号）
 3. 組合員の除名（第23条第9号）
 4. 組合の合併または解散（第23条第10号）
- ②次の議事については、直接無記名投票による表決で行わなければならない。
 1. 本部役員の解任（第23条第8号）
- ③同盟罷業に関する事項（第23条第6号）について議決後、同盟罷業権を確立し行使しようとするときは、組合員の直接無記名投票により過半数の賛成を得なければならない。

第2節 中央執行委員会

第25条（中央執行委員会の権限と構成および開催）

中央執行委員会は組合の執行機関であって、会計監査を除く役員をもって構成し、中央執行委員長が随時これを招集する。

第26条（中央執行委員会任務）

- ①中央執行委員会の任務は次のとおりとする。
 1. 大会および中央委員会の決定事項を執行し、大会および中央委員会に対して責任を負う。
 2. 組合活動に関する企画・立案
 3. 大会に提出する議案の作成ならびに決定
 4. フード連合の決定事項の推進と執行
 5. 緊急事項ならびに日常業務の処理
- ②中央執行委員会は各支部に対し毎月その活動および主要な事項ならびに機関の決定をしなければならぬ。

第5章 本部役員

第27条（役員の名称）

この組合に次の本部役員をおく。

1. 中央執行委員長	1 名
2. 中央執行副委員長	若干名
3. 書記長	1 名
4. 副書記長	1 名
5. 会計	1 名
6. 中央執行委員	若干名
7. 会計監査	2 名

第28条（役員の特権および任務）

役員の特権および任務は次のとおりとする。

1. 中央執行委員長は組合を代表し業務を統括する。
2. 中央執行副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故のある時はその職務を代行する。
3. 書記長は中央執行委員長の命を受け、全般の業務を掌握する。
4. 副書記長は書記長を補佐し、書記長に事故のある時はその職務を代行する。
5. 会計は中央執行委員長の命を受け、会計業務を担当する。
6. 中央執行委員は、組合の日常業務を分担し執行する。
7. 会計監査は会計を監査し、その結果を大会に報告する。

第29条（役員を選出）

- ①役員は大会において選出する。
- ②規約第29条に基づく役員のうち定数に定めのない役員については、告示前の中央執行委員会においてその定数を定めなければならない。
- ③役員を選出方法は、別に定める選挙規程による。

第30条（役員の特任）

役員の特任は次のとおりとする。

1. 役員の特任は1ヵ年とし改選年大会より翌々年の大会までとする。但し、再選は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時は大会においてこれを補充することができる。その場合の特任は前任者の残存期間とする。

第31条（公職ならびに上部団体）

この組合より上部団体の役員ならびに公職に立候補または就任しようとする場合は、大会または中央執行委員会の承認を必要とする。

第6章 支部

第1節 支部の権利と義務

第32条（権利）

支部に関する事項については、その支部で決定をおこない執行する権限を持つ。ただし、本部機関の範囲を越えてはならない。

第33条（義務）

次の事項は速やかに本部に報告すること。

1. 支部の諸会議の日程、協議事項決定内容
2. 会計報告
3. 支部役員を選出、変更
4. その他臨時に発生する必要事項

第2節 支部の機関

第34条（機関）

支部に次の機関をおく。

1. 支部大会
2. 支部執行委員会

第35条（支部大会の開催）

- ① 定期大会後1ヵ月以内に支部大会を開催しなければならない。
- ② 臨時支部大会は必要により支部長が招集し開催する。

第36条（支部執行委員会）

- ① 支部執行委員会は支部長が随時招集する。
- ② 支部執行委員会の権限は次のとおり。
 1. 支部大会の決定事項の執行
 2. 支部組合員の意思の反映、職場活動の推進
 3. 緊急事項ならびに日常業務の処理

第3節 支部役員

第37条（役員）

- ① 支部に次の役員をおくことができる。

1. 支部長	1 名
2. 副支部長	若干名
3. 支部書記長、会計兼任も可	1 名
4. 支部会計	1 名
5. 支部執行委員	若干名
- ② 支部長は中央執行委員会が任命し、他の支部役員については支部長が任命する。

第38条（任務）

支部役員は次の任務を負う。

1. 支部長は支部を代表し、業務を統括する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故のある時はその職務を代行する。
3. 支部書記長は支部長の命を受け、全般の業務を掌握する。
4. 支部会計は支部長の命を受け、会計業務を担当する。
5. 支部執行委員は支部業務を分担する。

第39条（任期）

第30条の任期に準ずる。

第4節 支部の統制

第40条（罷業の制限）

支部は大会の承認がなければ、独自に罷業を行うことができない。

第41条（重大決議）

支部の決議のうち、他支部または対外的に重大な影響をおよぼすと認められる事項については、あらかじめ中央執行委員会の承認を得なければならない。

第42条（支部の業務）

支部は本部の指示による業務を執行する。

第7章 会計

第43条（会計）

会計は次の方法により運営する。

1. 組合の会計は一般会計と特別会計とする。
2. 特別会計は、罷業資金その他組合が特定の活動を行うため必要があるとき、大会の議を経て別に定める。
3. 特別会計より一般会計に資金の繰入を必要とするときは、大会の議を経なければならない。
4. 会計に関する規程(会計規程)は別に定める。

第44条（収入）

この組合の費用は、組合費および寄付金の収入により賄う。

第45条（組合費）

組合費は次のとおり定め、毎月の給料より徴収する。

1. 組合費は、別に定める月例同額を徴収する。〈年12回徴収〉
2. 次の場合は組合費を免除する。
 - ・休職期間中で無給のもの。

第46条（組合費の払戻し）

組合員が納めた組合費は理由のいかんを問わず一切払戻しはしない。

第47条（予算と決算）

予算は年度の始めに大会に提出し、その承認を受けなければならない。また、年度の終わりには、すべての財源および使途等経理状況を示す会計報告を、会計監査による正確であるとの証明書を付して大会に提出し、その承認を受けなければならない。

第48条（支部会計）

支部会計は次の通りとする。

1. 本部から支給される支部交付金にもとづき執行する。
2. 支部独自で活動を行うため必要ある時は、大会・中央執行委員会の議を経て臨時に賦課金を徴収することができる。

第49条（支部会計監査）

支部の会計監査は本部会計監査がこれを行う。

第50条（賦課金）

特に必要がある時は大会の決議により賦課金を徴収することができる。

第51条（会計年度）

この組合の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日とする。

第8章 書記局

第52条（書記局）

組合業務を処理するために書記局をおく。

第53条（専従役職員）

組合は必要に応じ専従役員（会計監査を除く）・職員をおくことができる。

第54条（専従者の任免）

専従者の任免については大会の承認を得なければならない。

第55条（専従役職員の服務）

専従役職員の服務については別に定める専従者服務規定による。

第9章 賞 罰

第56条（表彰）

組合員が組合の発展または事業に多大の功労があった場合、もしくは特に模範となるべき行為のあった場合は大会の議を経て表彰する。表彰の方法はその都度決定する。

第57条（制裁）

組合員が義務を怠り、綱領、規約、決定に違反しまたは統制を乱した時は中央執行委員会の決定により制裁をうける。

第58条（制裁の手続き）

組合規約に定められた義務を怠り統制を乱し中央執行委員会が必要と認めるとき、または、申請に基づき組合員の統制違反の制裁もしくは役員解任を必要とするときは、中央執行委員会の責任において査問委員会を設置し、審査を行わせなければならない。制裁の基準と方法および査問委員会の運営については別に定める規定による。

第59条（弁明の機会）

査問委員会または中央執行委員会において統制違反の調査および審査を行うとき、もしくは大会において制裁を議決するときは、当事者および当事者のために弁明を行う者にその機会を与えなければならない。

第10章 付 則

第60条（諸規定・諸規則の制定）

この規約施行についての必要な諸規定・諸規則は大会または中央委員会の議を経て別に定める。

第61条（疑義）

この規約に明文のない事項または疑義の解明は大会で行う。

第62条（施行期日）

この規約は平成19年2月10日より施行する。

1. 手当及び旅費規程

手当及び旅費規程

第1章 総 則

第1条（準拠、目的）

この規程はブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合規程第60条に基づき、組合役員及び組合業務による諸賃金並びに手当で、旅費等を適確に支給することを目的として定める。

第2章 役員手当

第2条（役員の手当）

各級役員に対し次の手当を支給する。

(1) 執行委員長	毎月 20,000 円
(2) 書記長	毎月 15,000 円
(3) 副執行委員長	毎月 12,000 円（改定）
(4) 会計	毎月 8,000 円（改定）
(5) 執行委員（ブロック長）	毎月 8,000 円（改定）
(6) 執行委員（ブロック長く）	毎月 6,000 円（改定）
(7) 3役委員長補佐	毎月 5,000 円
(8) 支部長	年 10,000 円
(9) 会計監査委員	年 3,000 円

第3条（休日活動手当）

1. 書記長の指示により、休日に組合活動をした場合、次の通り休日活動手当を支給する。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 活動時間が4時間未満の場合 | <u>3,000 円（改定）</u> |
| (2) 活動時間が4時間以上の場合 | <u>6,000 円（改定）</u> |

2. 組合並びに上部団体主催の教育口座、研修会、ゼミナール及びこれらに準じる勉強会等の受講に際しては、原則として支給しない。

3. 専門部会に参加した場合は特別手当を支給する。

第3章 旅費・日当及び日帰り出張

第4条（旅費及び日当）

役員並びに組合員が組合業務遂行のために国内または国外に出張したときは、これに要した旅費、及び日当を支給する。

第5条（旅費）

旅費をわけて交通費及び日当とする。

第6条（交通費）

交通費は、鉄道、船舶、バス及び航空機の普通運賃とする。また、特急料金、座席指定、寝台等を利用した場合、その実費を支給する。

(1) 自家用車の利用は原則として認めない。ただし、やむを得ず自家用車を利用した場合、会社の規程に準ずる。

第7条（宿泊日当）

宿泊日当は会社の規程に準ずる。

第8条（日帰り日当）

日帰り日当は会社の規定に準ずる。

第9条（他団体との関係）

他団体より出張交通費の支給を受ける場合は、この規程を適用しない。

第4章 附 則

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は大会にて行う。

第11条（規程にない事項）

この規程に定めていない事項で必要な事項は、執行委員会で決定する。

第12条（規程の疑義）

この規程の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会において解明する。

第13条（規程の施行）

この規程は2003年10月26日より施行する。

第1回改定：2005年1月22日

第2回改定：2006年1月29日

第3回改定：2007年2月10日

第4回改定：2008年1月28日

第5回改定：2009年2月27日

第6回改定：2010年1月30日

2. 慶弔規程

慶 弔 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (準拠、目的)

この規程はブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合同規約第 60 条に基づき、組合員並びにその家族の慶弔金、及び、見舞金を贈呈する場合の細則を定める。

第 2 章 祝金及び見舞金

第 2 条 (祝 金)

祝金は次の通りとする。

- | | | |
|----------|--|----------|
| (1) 結婚祝金 | | 10,000 円 |
| (2) 出産祝金 | | 5,000 円 |

第 3 条 (弔慰金)

弔慰金は次の通りとする。

- | | | |
|--------------|--|----------|
| (1) 組合員の死亡 | | 50,000 円 |
| (2) 配偶者の死亡 | | 10,000 円 |
| (3) 父母及び子の死亡 | | 5,000 円 |

ただし、(1)の弔慰金にあたっては労働基準法施行規則第 42 条、第 43 条、第 45 条を準用する。
 (3)の子の死亡については出生届提出以前に死亡した場合及び死産を含む。
 また、(3)の父母は養父母を含むものとする。

第 4 条 (災害見舞金)

災害見舞金は最高 50,000 円を限度額とし被害の状況に応じ、その都度執行委員会で決定する。

1. 組合員及びその家族が直接住居する家屋及び家財・施設以外の損害は救済の対象としない。
2. 台風、地震等災害が広域に及ぶ場合は特例として、その都度執行委員会で決定する。

第 5 条 (条 件)

第 2 条、第 3 条、第 4 条において当事者双方が組合員の場合これを 1 件とみなし、民法上の重きに従っていずれか 1 名に贈呈する。ただし、第 2 条の第 1 項を除く。

第 6 条 (手 続)

この規程の適用を受ける場合は所定の用紙に記入の上、各支部長に提出する。

第 7 条 (外部関係者への慶弔金)

この組合の運営上必要と認めた場合は、組合員以外に慶弔金を贈ることができる。この場合は中央執行委員会の儀を経て中央執行委員長が処理し、次の大会または中央委員会に報告する。

第 3 章 附 則

第 8 条 (規程の改廃)

この規程の改廃は大会にて行う。

第 9 条 (規程にない事項)

この規程に定めていない事項で必要な事項は、執行委員会で決定する。

第 10 条 (規程の疑義)

この規程の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会において解明する。

第 11 条 (規程の施行)

この規程は 2003 年 10 月 26 日より施行する。

第 1 回改定：2005 年 1 月 22 日

第 2 回改定：2006 年 1 月 29 日

第 3 回改定：2007 年 2 月 10 日

第 4 回改定：2008 年 1 月 28 日

第 5 回改定：2009 年 2 月 27 日

第 6 回改定：2010 年 1 月 30 日